

## 12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### 改定事項と概要

#### (1) 訪問看護サービスの提供体制の見直し

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部を、他の訪問看護事業所に行わせることを可能とする。(運営基準事項)

#### (2) 通所サービス利用時の減算の改善

- 通所介護等の利用日における定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の減算率を緩和する。

#### (3) オペレーターの配置基準等の緩和

- 夜間から早朝まで(午後6時から午前8時まで)の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲として、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。また、複数の事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態の規定を緩和する。(運営基準事項)

#### (4) 介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化

- 介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。(運営基準事項)

#### (5) 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直し

- 集合住宅におけるサービス提供について、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者へのサービスの提供に係る評価の適正化を図る。

#### (6) 総合マネジメント体制強化加算の創設

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業所は、日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供するため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備について評価を行う。当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

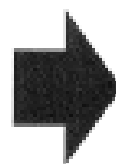
## 12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1） 訪問看護サービスの提供体制の見直し

### 概要

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用促進の観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。

### 基準の新旧

定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。



定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

## 12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（2） 通所サービス利用時の減算の改善

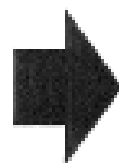
### 概要

- ・ 通所介護等の利用の有無による1日あたりの訪問回数に大きな差異がないことを踏まえ、通所介護等の利用日における定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の減算率を緩和する。

### 点数の新旧

（通所系サービス利用時の1日当たり減算額）

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	▲202単位	▲146単位
要介護2	▲304単位	▲243単位
要介護3	▲452単位	▲389単位
要介護4	▲553単位	▲486単位
要介護5	▲665単位	▲583単位



（通所系サービス利用時の1日当たり減算額）

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	▲91単位	▲62単位
要介護2	▲141単位	▲111単位
要介護3	▲216単位	▲184単位
要介護4	▲266単位	▲233単位
要介護5	▲322単位	▲281単位

## 12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (3) オペレーターの配置基準等の緩和

### 概要

- ・夜間の人的資源の有効活用を図る観点から、夜間から早朝まで(午後6時から午前8時まで)の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。あわせて、複数の事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態の規定を緩和する。

### 基準の新旧

(兼務要件の見直し)

午後6時から午前8時までの間において、オペレーターとして充てることができる範囲

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の施設等<sup>(※)</sup>が併設されている場合



指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の施設等<sup>(※)</sup>がある場合

(※)短期入所生活(療養)介護、(地域密着型)特定施設、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、(地域密着型)特養、老健、療養型

(複数の事業所の機能の集約に関する規定の見直し)

- ・一体的に実施できる範囲について、市町村を越えることを妨げるものではない。
- ・全国展開している法人の本部で、全国の利用者からの通報を受け付けるような業務形態は、認められない。



- ・一体的に実施できる範囲について、市町村を越えることを妨げるものではない。
- ・一体的に実施する場合には、随時対応サービスを行うために必要な情報が把握されているなど、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められる。

## 12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（4） 介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化

### 概要

- ・ 介護・医療連携推進会議と外部評価の効率化を図る観点から、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

### 改正後の基準

- ・ 現行の「都道府県が指定する外部評価機関において行うサービスの評価を受けなければならない」とする規定は廃止する。
- ・ 見直し後は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、自らその提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価（自己評価）を行い、これを介護・医療連携推進会議においてチェックし、公表する仕組みとする。
- ・ その上で、介護・医療連携推進会議における客観的な評価能力を担保するため、「評価」として行う介護・医療連携推進会議には、構成員として市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者を参加させることを求める。

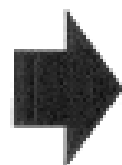
## 12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（5） 同一建物に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直し

### 概要

- ・同一建物の利用者とそれ以外の住居の利用者に対するサービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の適正化を図る。

### 点数の新旧

（なし）



（新規）

同一建物の居住者にサービス提供する場合の減算  
▲600単位／月

### 算定要件

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者である場合

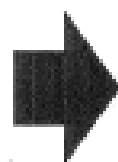
## 12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（6）総合マネジメント体制強化加算の創設 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護共通）

### 概要

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業所は、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組む必要があり、通常の居宅サービスとは異なる「特有のコスト」が存在する。当該コストは、現行もそれぞれの基本サービス費の中で手当されているが、より効果的・効率的に利用者を主体とした在宅における生活の継続を可能とする観点から、積極的な体制整備について、新たな加算として評価する。

### 点数の新旧

（なし）



（新規）

総合マネジメント体制強化加算 1000単位／月

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・  
看護小規模多機能型居宅介護共通）

### 算定要件

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（定期巡回・小規模多機能・看護多機能共通事項）
  - 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に評価されていること。
  - 個別サービス計画の見直しの際に、利用者又はその家族に対して、当該見直しの内容を説明し、記録していること。
- この他、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「病院又は診療所等に対し、日常的に、情報提供等を行っている」ことなどを要件としている。

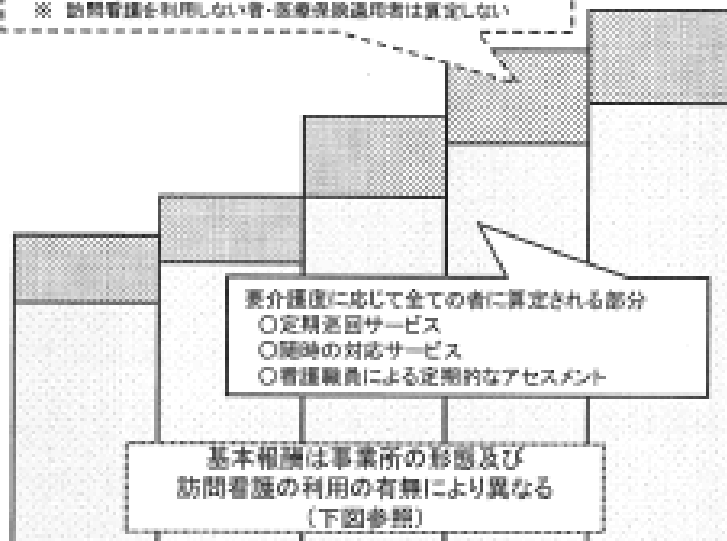
（※）本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。

# 12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 [報酬のイメージ(1月あたり)]

は今回の報酬改定で見直しのある項目  
※加算・減算は王名ものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

医師の指示に基づく看護を受ける者に算定される部分  
(看護職員による療養上の世話又は診療の補助)  
※ 訪問看護を利用しない者・医療保険適用者は算定しない



要介護度に応じて全ての者に算定される部分  
○定期巡回サービス  
○随時の対応サービス  
○看護職員による定期的なアセスメント

基本報酬は事業所の形態及び  
訪問看護の利用の有無により異なる  
(下図参照)

要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

利用開始日から30日以内の期間  
(30単位/日)

退院退所時、医師等と共同指導した場合  
(600単位/回)

市町村が定める要件を満たす場合  
(500単位を上限)

介護福祉士や活動職員等の割合や職員研修の実施等の要件を満たす場合  
・介護福祉士4割以上:640単位  
・介護福祉士3割以上:500単位  
・活動職員等:300単位

緊急時の訪問看護サービスの提供  
(290単位/月)

死亡日及び死亡日前14日以内に実施したターミナルケアを評価  
(2,000単位/死亡月)

包括サービスとしての総合的なケア  
(1,000単位/月)

介護職員処遇改善加算  
・加算Ⅰ:0.6% ・加算Ⅱ:4.8%  
・加算Ⅲ:加算Ⅱ×0.9  
・加算Ⅳ:加算Ⅱ×0.8

同一建物に居住する利用者に対するサービス提供 (△600単位/月)

通所系サービス又は短期入所系サービスを利用した場合の減算  
通所系サービス利用1日当たり△62単位～△322単位  
短期入所系サービス利用時は、短期入所系サービスの利用日数に応じて日割り計算

(注1)点検時の加算は、区分支給限度基準額の算定対象外 (注2) [ ] は、一体型事業所のみ算定。

	一体型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	8,255単位	5,658単位
要介護2	12,897単位	10,100単位
要介護3	19,686単位	16,769単位
要介護4	24,268単位	21,212単位
要介護5	29,399単位	25,654単位

連携型事業所
介護分を評価
5,658単位
10,100単位
16,769単位
21,212単位
25,654単位

連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費  
(連携先で算定)

2,935単位
3,735単位



## 12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護〔基準等〕

### 必要となる人員・設備等

	職種	資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う 訪問介護員等	介護福祉士、 実務者研修修了者 介護職員基礎研修、 訪問介護員1級、 訪問介護員2級	・交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
	随時訪問サービスを行う 訪問介護員等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。）</li> <li>・ 夜間・深夜・早朝の時間帯についてはオペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能。</li> </ul>
看護職員	うち1名以上は、 常勤の保健師又は 看護師とする	保健師 看護師、准看護師 PT、OT、ST	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2.5以上（併設訪問看護事業所と合算可能）</li> <li>・ 常時オンコール体制を確保</li> </ul>
オペレーター		看護師、介護福祉士等〔※〕 のうち、常勤の者1人以上 ＋ 3年以上訪問介護のサービス 提供責任者として従事した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の夜勤職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能</li> </ul>
上記の従業者のうち、1人以上を 計画作成責任者とする。		看護師、介護福祉士等〔※〕 のうち、1人以上	
管理者			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）</li> </ul>

（※）・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

（注） ・・・介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種（介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される）

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等の夜勤職員（加配されている者に限る）との兼務可能

※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能

※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能